

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第2号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に改め、当該改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
ア 小学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					ア 小学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
イ 小学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					イ 小学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
ウ 中学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					ウ 中学校の教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
エ 中学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					エ 中学校の助教諭の臨時免許状から教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
オ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）					オ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合（免許法別表第3）				
在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

シ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合（免許法別表第3－昭和29年改正法附則第8項）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

シ－2 高等学校の助教諭の臨時免許状（保健）から教諭の1種免許状（保健）を取得する場合（免許法別表第3－免許法施行規則附則第39項）

区分	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

ス 養護教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第6）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

セ 養護助教諭の臨時免許状から養護教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第6）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

ソ 栄養教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第6の2）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

(削除)

タ 幼稚園教諭の普通免許状から小学校教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第8－免許法施行規則第18条の2表備考第4号）

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数				
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
			道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
1	10	7	1	2		

シ 高等学校の助教諭の臨時免許状から教諭の1種免許状を取得する場合（免許法別表第3－昭和29年改正法附則第8項）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

シ－2 高等学校の助教諭の臨時免許状（保健）から教諭の1種免許状（保健）を取得する場合（免許法別表第3－免許法施行規則附則第29項）

区分	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

ス 養護教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第6）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

セ 養護助教諭の臨時免許状から養護教諭の2種免許状を取得する場合（免許法別表第6）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

ソ 栄養教諭の2種免許状から1種免許状を取得する場合（免許法別表第6の2）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目

タ 小学校教諭の普通免許状から幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合（免許法別表第8－免許法施行規則第18条の2表備考第4号）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	6	—	6	—
1	3	—	3	—

ト 幼稚園教諭の普通免許状から小学校教諭の二種免許状を取得する場合（免許法別表第8－免許法施行規則第18条の2表備考第4号）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	13	—	13	—
1	10	—	10	—
2	7	—	7	—

チ 中学校教諭の普通免許状から小学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
1	9	7	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリグに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
			2		

ツ 小学校教諭の普通免許状から中学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数				
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
1	11	7	2	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリグに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
2	8	5	1	2		

テ 高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数				
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独自に設定する科目
1	6	1	1	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリグに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
						3

ト 中学校教諭の普通免許状(2種免許状を除く。)から高等学校教諭の1種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数			
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
1	9	1	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリグに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
					6

ニ 中学校教諭の普通免許状から小学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	12	—
1	9	—	9	—
2	6	—	6	—

ネ 小学校教諭の普通免許状から中学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	14	10	4	—
1	11	7	4	—
2	8	5	3	—
3	7	5	2	—

ノ 高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	9	—	5	4
1	6	—	3	3
2	5	—	3	2

ヌ 中学校教諭の普通免許状(2種免許状を除く。)から高等学校教諭の2種免許状を取得する場合
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	4	8
1	9	—	3	6
2	6	—	2	4

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。